

令和5年9月15日

神奈川・港北間税会
会長 小山 正武 殿

神奈川税務署長
松 下 滋 春

プレプリント納付書の送付事務の見直しとキャッシュレス納付の推進について
(周知依頼)

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
これまで、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、申告期限の前に、振替納税やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報（住所・所在地や氏名・名称など）をあらかじめ印字（プレプリント）した納付書の送付を行ってまいりました。

当局では、現在、納税者の利便性向上の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていたらよいよう、e-Taxを活用した税務手続の見直しに取り組んでおります。

その一環として、国税の納付についても、納税者の利便性の向上、また、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、金融機関等の窓口に出向く必要がなく、また、納付書も必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

キャッシュレス納付の利用割合は、令和4年度において全体の約3.5割となっており、令和4年12月からは、新たなキャッシュレス納付「スマホアプリ納付」が開始され、令和5年度税制改正において、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところであり、今後、キャッシュレス納付の更なる利用拡大が期待されます。

これらの状況を踏まえつつ、行政コストを含む社会全体のコストの縮減と効率化の観点から、令和6年5月以降、別添に記載の見直し対象者については、プレプリント納付書を送付しないこととしましたので、御理解と御協力を賜りますとともに、キャッシュレス納付の積極的な利用について、貴会会員の皆様に改めて周知いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

神奈川税務署 管理運営第1部門

TEL: 045-544-0141

担当: 葛西 (内線810)

インボイス登録要否相談会のご案内

- 令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。
- 適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和5年9月30日までに申請すれば10月1日付での登録ができるよう見直しが図られました。

1 登録要否相談会の主な内容

登録申請をすべきか否か悩まれている個人事業者・法人の方向け

- ① 登録する必要があるかどうか、判断するための情報の提供
- ② 登録申請をした後の売手・役務の提供側としての準備内容の説明
- ③ 登録申請をした後の買手・役務の提供を受ける側としての準備内容の説明を行います。

2 ご留意いただきたい点

- 事前予約が必要となります。
- 相談時間は各回30分程度となります。（相談開始時刻はご予約の際にご案内します。）
また、予約状況等により後日の個別対応とさせていただきます場合がございますので、ご了承ください。
- 同日、登録要否相談会の前に「インボイス制度の説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）」を開催します。主に消費税の免税事業者の方を対象にしておりますので、参加を希望される場合は、ご予約の際にお申し出ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

3 登録要否相談会の日程

日 時	開 催 場 所	連 絡 先
令和5年9月20日（水） ① 11時00分～12時00分 ② 15時00分～16時00分	神奈川県 横浜市港北区 大豆戸町528-5 神奈川税務署 （2階 会議室）	神奈川県 横浜市港北区 大豆戸町528-5 神奈川税務署 個人課税第1部門 ☎045-544-0141（代表） （内線312）
令和5年10月12日（木） 11時00分～12時00分		
令和5年11月1日（水） 11時00分～12時00分		
令和5年12月20日（水） 11時00分～12時00分		

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

【国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト】

インボイス制度の情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています。

下のコードからサイトへ



インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、すでに開始されており、令和5年9月30日までに登録申請を行えば、制度開始時（10月1日）から登録を受けることが可能です。ご検討の上、早期申請にご協力をお願いいたします。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和5年7月27日（木） 14時00分～15時00分	神奈川県会館 （1階 研修室） 横浜市港北区大豆戸町593-1 アーバンテラス新横浜 1階	10名	神奈川県税務署 ☎045-544-0141（代表） 法人課税第2部門（内線421）
令和5年8月24日（木） 14時00分～15時00分	神奈川県会館 （1階 研修室） 横浜市港北区大豆戸町593-1 アーバンテラス新横浜 1階	10名	神奈川県税務署 ☎045-544-0141（代表） 法人課税第2部門（内線421）
令和5年9月28日（木） 14時00分～15時00分	神奈川県会館 （1階 研修室） 横浜市港北区大豆戸町593-1 アーバンテラス新横浜 1階	10名	神奈川県税務署 ☎045-544-0141（代表） 法人課税第2部門（内線421）

3 説明会の参加に当たって

- いずれも、法人の方だけでなく、個人事業者の方も参加できます。
- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、「予約制」とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 当日の体調がすぐれない方は、参加をご遠慮ください。
- 駐車場はありませんので、御来場には、公共交通機関を御利用ください。

下のコードからサイトへ

軽減税率制度及びインボイス制度に関する説明会・その他の情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。



神奈川県税務署

公益社団法人 神奈川県人会

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、すでに開始されており、令和5年9月30日までに登録申請を行えば、制度開始時（10月1日）から登録を受けることが可能です。ご検討の上、早期申請にご協力をお願いいたします。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み
（「消費税の仕組みから知りたい方」向け）

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和5年9月20日（水） ① 10時00分～11時00分 ② 14時00分～15時00分	神奈川県 神奈川税務署（2階 会議室） 港北区大豆戸町528-5	各回 15名	神奈川県 神奈川税務署 ☎045-544-0141（代表） 個人課税第1部門（内線312）
令和5年10月12日（木） 10時00分～11時00分			
令和5年11月1日（水） 10時00分～11時00分			
令和5年12月20日（水） 10時00分～11時00分			

3 説明会の参加に当たって

- いずれも、「消費税の仕組みから知りたい方」向けの説明会となります。
- いずれも、法人の方だけでなく、個人事業者の方も参加できます。
- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、「予約制」とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 当日の体調がすぐれない方は、参加をご遠慮ください。
- 駐車場はありませんので、御来場には、公共交通機関を御利用ください。
- 同日、「登録要否相談会」を開催します。参加を希望される方は、ご予約の際にお申し出ください。

下のコードからサイトへ

軽減税率制度及びインボイス制度に関する説明会・その他の情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。



神奈川県
神奈川税務署

一般社団法人 神奈川青色申告会